

代議員選挙 規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人こども環境学会（以下「本法人」という。）の代議員の選出に関する選挙（以下「代議員選挙」という。）の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(選挙管理委員会)

第2条 代議員選挙を管理、運営するために選挙管理委員会を設置する。

2 選挙管理委員会については、理事会で別に定める選挙管理委員会規則に基づく。

(代議員選挙の実施、代議員の定数決定)

第3条 代議員選挙は、本法人の定款の規定に基づき、毎定数の半数ずつを改選する。

2 代議員の定数は法人の定款の規定（正会員の人数の概ね1/50）に基づき具的な人数を法人の理事会で定める、

3 代議員選挙は、代議員の任期が満了する前年の12月から翌年3月にかけての4か月の間に行い、候補者の募集期間、公示日、投票日、投票時間帯等の実施要領はその都度選挙管理委員会にて定め、学会誌等で会員に公表する。

4 前項のほか、臨時に代議員選挙を実施する場合には、その都度選挙管理委員会にて実施要領を定めて会員に公表する。

(選挙権者)

第4条 代議員選挙においては、選挙の公示日において現に資格を有する正会員が投票できる権利（以下「選挙権」という。）を有する。

(被選挙権者)

第5条 代議員選挙において、代議員として選任される者（以下「被選挙権者」）は、公示日において現に資格を有する正会員とする。

(候補者の立候補、他薦)

第6条 代議員選挙の候補者は、正会員のうちから自らの意思に基づく立候補によりこれを募る。

2 前項に定めるほか、他の会員の推薦により候補者を指名することができる。この場合、1名以上の正会員たる推薦人を必要とする。

3 立候補若しくは他薦は、選挙管理委員会に対して書面又は電磁的方法にて意思表示をすることを要する。

(候補者の募集期間)

第7条 候補者の募集開始日は、代議員選挙実施日の2週間より前の日で実施要領にて定めた日とする。

2 候補者の募集締切日は、代議員選挙実施日の1週間前より前の日で実施要領にて定めた日とする。

3 候補者の数が代議員の定数に達しない等やむを得ない理由があるときは、募集の締切日を延長することができる。ただし、延長できる期間は投票日の1週間前までとする。

(候補者の公示)

第8条 候補者の募集締切日後、選挙管理委員会は、その資格審査後、候補者の資格があると認めた者を会員に公示する。

2 公示は学会誌等又は選挙管理委員会の会報の送付若しくは電磁的方法(インターネット上で本法人が管理運営するウェブサイト(以下「本法人ウェブサイト」という。))への掲載又は電子メールの送信)にて行う。

3 募集期間終了後、候補者の人数が代議員の定数に達しないときは、投票を実施せず、代議員を決定する。

(投票用紙及び投票フォーム)

第9条 代議員選挙の投票は、理事会で定めた投票用紙による方法、若しくは本法人ウェブサイト上の会員専用ページに選挙権者のみが投票できるアンケートフォーム(以下「投票フォーム」という。)を使用した電子投票とし、これら以外の投票は無効とする。

2 公示日後、投票が行われる場合のみ、選挙権者の電子メールアドレスに、投票フォームへのアクセスパスを記載した電子メールを選挙管理委員会から送信する。

3 選挙権者のうち、電子メールアドレスの登録がない者、電子メールが送信エラーとなる者については、投票用紙を選挙権者の住所若しくは居所宛て選挙管理委員会から発送する。

4 選挙権者のうち、電子投票を希望せず、投票用紙を入手したい者は、投票日の10日前までに選挙管理委員会に申し出るものとする。

5 前項の申し出のあった選挙権者については、電子投票ができないように、選挙管理委員会が、投票日の前日までに当該選挙権者の投票フォームをガードする。

(投票)

第10条 代議員選挙の投票は、電子投票、若しくは信書便による送達方式により行うものとする。

2 信書便による送達方式の場合は、投票が有効となる信書便の消印日を選挙管理委員会がその都度設ける。

3 電子投票は、前条第2項のアクセスパスを入力してログインした投票フォームにより行う。

4 投票フォームは、選挙権者が無記名で1回のみ入力でき、投票日の0時00分から信書便による投票が有効となる消印日の23時59分までの間を有効とする。

5 電子投票のデータ及び信書便で送達された投票用紙は本法人の主たる事務所において事務局が厳重に管理する。

(開票)

第11条 開票は、選挙管理委員会がこれを行う。

2 開票においては、有効票と無効票を確認し、有効票の上位から代議員の定数に達するまで、順次に当

選者を決定する。ただし、得票数が同数の候補者があるときは、選挙管理委員1名以上の立会いのもと、くじ引きの方法にて決する。

3 電子投票データ並びに投票された投票用紙は、代議員選挙の日から5年間これを保存する。

(当選者の決定、代議員選挙の終結等)

第12条 代議員選挙の当選者の決定は、代議員選挙の結果に基づき選挙管理委員会の会議を開催して、これを行う。

2 本法人の定款第20条に規定する「代議員選挙の終結時」とは当選者決定の選挙管理委員会の会議が開催され、当選者が確定したときとする。

3 この規則の第8条規定により、代議員選挙の投票を実施しなかった(以下「無投票」という。)ときは無投票が確定したときではなく、代議員を決定する選挙管理委員会の会議を開催したときをもって、代議員選挙が終結したものとする。

4 当選者決定の選挙管理委員会の会議は、無投票のときでも毎年1月、2月又は3月に開催する。

(代議員選挙当選者の公表)

第13条 代議員選挙における当選者は、代議員選挙が実施され若しくは無投票が確定して選挙管理委員会の会議において当選者が決定された後、その氏名を速やかに電磁的方法(インターネット上の本法人の管理運営するウェブサイトへの掲載又は電子メールの送信)等により周知し直後に発行する学会誌に掲載する。また、直後に開催される代議員総会及び定期大会においても、その氏名を報告する。

2 前項に定める代議員当選者氏名の報告は、当選の決定を意味するものではなく、前条の規定に基づき、選挙管理委員会が決定した当選者の氏名を会員に周知するために行うものとする。

(代議員の任期開始、代議員の権利義務)

第14条 本法人の定款第20条及びこの規定の第12条の規定により、代議員の任期は、代議員選挙終結時後、最初の4月1日より開始し、2年間(2年後の3月31日まで)とする。

ただし、関係法令や定款に別段の定めがある場合は、この限りではない。

2 前項のほか、定款天災地変等のやむを得ない事態が発生したことにより、代議員の任期が開始された後2年以内に実施される代議員選挙が終結しなかったときは、2年を超えて在任でき、代議員選挙が終結次第任期が満了するものとする。この場合、後任の代議員の任期は4月2日以降に開始されることがある。

3 代議員選挙の当選者は、その任期開始の日(4月1日)から本法人の代議員としての職務に従事する権利を有し義務を負う。

(その他の事項)

第15条 代議員選挙に関する事務は、選挙管理委員会及びその指示に基づいて本法人の事務局がこれを行う。

2 代議員選挙について、この規則に定めのない事項については、選挙管理委員会の定めるところによる。

(改正)

第16条 この規則の改正は、関係法令や定款の定めるところにより、理事会の決議を得て行う。

(補 則)

第17条 この規則の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

(附 則)

この規則は、公益認定を受けた日から施行する。

平成28年から任期が開始された代議員の任期は、平成30年3月31日までとする

改 正

この規則は、平成27年12月12日から施行する。(定款変更に基づき「社員」を「代議員」と訂正)

この規則は、平成29年10月14日から施行する。(代議員の定数決定、候補者の電磁的方法による公示、当選者の決定、代議員選挙の終結等、代議員選挙当選者の公表、代議員の任期開始、代議員の権利義務について改定)

この規則は、2023年10月21日から施行する。(候補者の他薦人数の変更、電子投票(投票用紙、投票フォーム、開票)について改定)